

東日本大震災農業生産対策交付金実施要綱の制定について

〔 2 3 生 産 第 7 2 0 号 〕
〔 平 成 2 3 年 5 月 2 日 〕
〔 農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知 〕

改正	平成23年9月1日	23生産第4223号
改正	平成23年12月6日	23生産第5174号
改正	平成24年4月6日	23生産第6150号
改正	平成25年5月16日	25生産第347号
改正	平成26年4月1日	25生産第3397号
改正	平成27年4月9日	26生産第3209号
改正	平成27年9月30日	27生産第1823号
改正	平成28年4月1日	27生産第2865号
改正	平成29年3月31日	28生産第1469号
改正	平成30年3月29日	29生産第2288号
最終改正	平成31年4月1日	30生産第2245号

東日本大震災農業生産対策交付金について、この度、東日本大震災農業生産対策交付金実施要綱が別紙のとおり定められたので、御了知の上、本交付金の実施につき、適切な御指導をお願いする。

以上、命により通知する。

東日本大震災農業生産対策交付金実施要綱

第1 趣 旨

東日本大震災からの農業生産の復旧等のためには、共同利用施設の復旧並びに営農用資機材及び農業用機械の確保と併せて、産地における生産力、供給力の回復や消費者の信頼回復、被災による営農環境の変化に対応するための新たな高付加価値化、低コスト化に向けた取組への支援が必要である。

このため、速やかな農業生産の復旧等を図るための特別措置として、東日本大震災農業生産対策交付金による対策（以下「本対策」という。）を実施する。

第2 対策の実施等

1 対策の実施方針

本対策は、農業生産の復旧等に向け、地域の実情に応じて2に定める取組を適切に実施するとともに、各種関連対策との連携を図るものとする。

2 対策の取組方向及び内容

本対策で実施する取組方向は、第1の趣旨に対応したものとし、その具体的なメニュー、事業実施主体、採択要件及び交付率は、別表に掲げるとおりとする。

なお、事業実施主体が設定する成果目標の基準及び目標年度は、農林水産省生産局長、農村振興局長及び政策統括官（以下「生産局長等」という。）が別に定めるとおりとする。

ただし、復旧等に関し、生産局長等が特に必要と認める場合にあっては、別表に定めるもののほか、緊急に事業を実施することができるものとする。

3 対象地域

本対策の対象地域は、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県及び静岡県とする。

ただし、生産局長等が別に定める場合は、この限りではない。

4 事業費の低減

本対策を実施する場合は、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。

5 費用対効果分析

事業実施主体は、整備事業（別表のメニューの欄に定める整備事業をいう。以下同じ。）を実施する場合は、投資に対する効果が適正か否かを判断し、投資が過剰とならないよう、投資効率等を十分に検討し、整備する施設等の導入効果について、生産局長等が別に定めるところにより費用対効果分析を行うものとする。

6 地域提案

都県知事は、地域の農業生産の復旧等を達成する観点から、別表のメニューの欄に示された事業の具体的な取組内容以外に、地域として独自の取組（以下

「地域提案」という。)を実施できるものとする。

ただし、推進事業(別表のメニューの欄に定める推進事業をいう。以下同じ。)に係る地域提案は、交付の対象外とする。

第3 対策の実施等の手続

- 1 事業実施主体は、生産局長等が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、都県知事に提出するものとする。
- 2 都県知事は、1により提出された事業実施計画及び自らが事業実施主体となる事業の内容を踏まえ、生産局長等が別に定めるところにより、都県事業実施計画(以下「都県計画」という。)を作成し、地方農政局長(当該都県の区域を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。)に提出し、その成果目標の妥当性について、地方農政局長と協議を行うものとする。
- 3 都県知事は、2の提出を行う際に、当該都県計画に地域提案が含まれる場合又は別表の事業実施主体の欄に定める特認団体(以下「特認団体」という。)若しくは都県が事業実施主体である場合は、事業実施計画の内容についても、生産局長等が別に定めるところにより、地方農政局長と協議を行うものとする。
- 4 地方農政局長は、2及び3の協議を受けた場合は、協議の内容を検討するため、必要に応じ関係部局で構成する検討会を開催し、公平性の確保に努めるものとする。
- 5 都県知事は、成果目標の達成に資する場合には、本対策の範囲内で、都県計画の取組内容等を変更することができるものとする。

ただし、以下に掲げる事業内容を変更する場合にあっては、2に準じた手続を行うものとする。

- (1) 成果目標の変更
- (2) 特認団体又は都県が実施する事業内容の変更
- (3) 地域提案の事業内容の変更

第4 対策の実施期間

本対策の実施期間は、第3の1の事業実施計画が承認された年度とする。

第5 国の助成措置

- 1 国は、予算の範囲内において、本対策の実施、指導等に必要な経費について、別に定めるところにより交付金を交付するものとする。
- 2 交付金の交付を受けた都県知事が市町村に対して交付金を交付する場合には、本要綱に準じて、市町村の自主性を活かした農業生産の復旧等のための施策の展開を尊重した方法により交付するよう努めるものとする。

第6 事業実施状況の報告等

- 1 事業実施主体は、生産局長等が別に定めるところにより、目標年度における事業実施状況報告を作成し、都県知事に報告するものとする。ただし、鳥獣被

害防止対策関係（別表のメニューの欄に定める２の（６）鳥獣被害防止施設をいう。）にあっては、事業実施年度における事業実施状況報告を作成し、都県知事に提出するものとする。

なお、都県知事は、必要に応じ、本対策の実施年度から目標年度までの間、事業実施主体に事業実施状況の報告を求めることができるものとする。

- 2 都県知事は、１の事業実施主体からの事業実施状況の報告を受けた場合には、その内容について点検し、必要に応じ、当該事業実施主体を指導するものとする。
- 3 都県知事は、１の事業実施主体からの事業実施状況の報告について、生産局長等が別に定めるところにより地方農政局長に報告するものとする。

第７ 対策の評価

事業実施計画に定められた成果目標の達成状況について、次に掲げる方法で事業評価を行うものとする。

- 1 事業実施主体は、事業実施計画の目標年度の翌年度において、事業実施計画に定められた目標年度の成果目標の達成状況について、別に定めるところにより自ら評価を行い、その結果を都県知事に報告するものとする。
また、生産局長等が別に定める事業を実施する場合には、中間的な事業評価を行い、その結果を都県知事に報告するものとする。
- 2 都県知事は、１の事業実施主体からの報告を受けた場合には、その内容を点検評価し、その結果を地方農政局長に報告するとともに、必要に応じこの評価結果を踏まえ、事業実施主体を指導するものとする。
- 3 地方農政局長は、２の都県知事からの報告を受けた場合には、内容を点検評価し、遅滞なく関係部局で構成する検討会を開催し、成果目標の達成度等の評価を行うこととし、必要に応じ、この評価結果を踏まえ、都県知事を指導するものとする。

なお、当該評価結果を生産局長等に報告するものとする。

- 4 事業評価を行った事業実施主体、都県知事及び地方農政局長は、その結果を公表するものとする。

第８ 推進指導等

- 1 都県知事は、本対策の効果的かつ適正な推進を図るため、市町村及び農業団体等関係機関との密接な連携による推進体制の整備を図り、本対策の実施についての推進指導に当たるものとする。
- 2 対策の適正な執行の確保
 - （１）都県知事は、本対策の適正な執行を確保するため、実施手続等について、必要に応じ、別に定めるところにより、事業実施主体を指導するものとする。
 - （２）都県は、本対策の関係部局以外の者の意見を聴く体制を整えるものとする。
ただし、他の方法により本対策の適正な執行が確保される場合は、この限りではない。

第9 他の施策等との関連

本対策の実施に当たっては、他に講じられる東日本大震災からの農業生産の復旧等対策並びに次に掲げる施策等との関連及び活用に配慮するものとする。

- 1 水田農業構造改革対策に基づく施策
- 2 野菜の構造改革対策に基づく施策
- 3 果樹産地構造改革の推進に関する施策
- 4 農業技術の開発普及及び農業機械の効率的利用に関する施策
- 5 農畜産物の需給の調整のための施策
- 6 環境保全型農業の推進に関する施策
- 7 株式会社日本政策金融公庫資金（沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫資金）等農業金融に関する施策
- 8 男女共同参画社会の形成に関する施策
- 9 食品の流通部門の構造改善を促進するための施策
- 10 軽種馬経営と他の農業部門との複合化又は他の農業部門への転換に関する施策
- 11 耕作放棄地解消対策の推進に関する施策
- 12 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する施策
- 13 地球温暖化対策の推進に関する施策

第10 委任

本対策の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、生産局長等が別に定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年5月2日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年12月6日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成24年4月6日から施行する。
- 2 平成23年度までに事業を実施した地区については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この改正は、平成25年5月16日から施行する。

- 2 平成 24 年度までに事業を実施した地区については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 25 年度までに事業を実施した地区については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この改正は、平成 27 年 4 月 9 日から施行する。
- 2 平成 26 年度までに事業を実施した地区については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この通知は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この通知による改正前の各通知（以下「旧通知」という。）の規定により農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）がした処分、手続その他の行為（以下「処分等」という。）は、この通知による改正後の各通知（以下「新通知」という。）の相当規定により農林水産省生産局長、農村振興局長又は政策統括官（以下「生産局長等」という。）がした処分等とみなし、旧通知の規定により生産局長に対してされた申請その他の行為（以下「申請等」という。）は、新通知の相当規定により生産局長等に対してされた申請等とみなす。

附 則

- 1 この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 27 年度までに事業を実施した地区については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年度までに事業を実施した地区については、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年 3 月 29 日付け 29 生産第 2288 号）

- 1 この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年度までに事業を実施した地区については、なお従前の例による。

附 則（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生産第 2245 号）

この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2関係）

メニュー	事業実施主体	採択要件	交付率
1 推進事業 (1) リース方式による農業機械等の導入 (2) 生産資材の導入等 (3) 農地生産性回復に向けた取組 (4) 放射性物質の影響緩和対策 ア 放射性物質の吸収抑制対策 イ 放射性物質による健康不安の解消対策 ウ 自給飼料生産・調製再編支援 エ 家畜改良体制再構築支援 オ 落ち葉等有機質資材利用再開支援 カ 公共牧場再生利用推進 キ 汚染牧草・牛ふん堆肥等処理の推進 2 整備事業 (1) 耕種作物小規模土地基盤整備 ア ばら整備 イ 園地改良 ウ 優良品種系統等への改植・高接 エ 暗きょ施工 オ 土壌土層改良 (2) 飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備 ア 飼料作物作付条件整備 イ 放牧利用条件整備 ウ 水田飼料作物作付条件整備 (3) 耕種作物共同利用施設整備 ア 共同育苗施設 イ 乾燥調製施設 ウ 穀類乾燥調製貯蔵施設 エ 農産物処理加工施設 オ 集出荷貯蔵施設 カ 地域食材供給施設 キ 産地管理施設 ク 用土等供給施設 ケ 農作物被害防止施設 コ 農業廃棄物処理施設 サ 生産技術高度化施設 シ 種子種苗生産関連施設 ス 有機物処理・利用施設 セ バイオディーゼル燃料製造供給施設 (4) 畜産物共同利用施設整備 ア 畜産物処理加工施設 イ 家畜市場	1 メニューの欄の1の(1)から(3)まで並びに(4)のAからエまで、カ及びキ並びに2の(1)から(5)までの事業実施主体は、次に掲げる者とする。 (1) 都県 ただし、飼料増産の取組を対象として事業を実施する場合にあっては、生産局長等が別に定める飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備、自給飼料関連施設、自給飼料生産・調製再編施設整備に限るものとする。 (2) 市町村 (3) 農業者の組織する団体 代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての定めがある団体等をいう。 (4) 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。） (5) 土地改良区 (6) 消費者団体及び市場関係者（生産局長等が別に定めるものをいう。以下同じ。） ただし、野菜に係る産地管理施設の整備に限るものとする。 (7) 事業協同組合連合会及び事業協同組合（「中小企業等協同組合法」（24年法律第181号）第3条第1号に規定する法人をいう。） ただし、リース方式による農業機械等の導入のうち牛肉保管等施設並びに畜産物処理加工施設のうち産地食肉センター及び食鳥処理施設並びに自給飼料関連施設のうち地域未利用資源飼料利用施設の整備に限るものとする。 (8) 食品事業者 被災地の農畜産物を主たる原料とし、利用する場合に限る。 (9) 民間事業者 地域の未利用又は低利用有機資源の肥料化を対象とした地域資源肥料化処理施設の整備に限るものとし、生産局長等が別に定めるものをいう。 (10) 都県知事が地方農政局長と協議して認める団体（以下「特認団体」という。） 2 メニュー欄の2の(5)のイの事業実施主体については、事業実施主体の欄の1の(1)から(10)までに掲げる者及び生産局長等が別に定める協議会とする	メニューの欄の1及び2の(1)から(5)までの採択要件は、次に掲げるすべての要件を満たすこと。 (1) 受益農家及び事業参加者が、原則として5戸以上であること。 (2) 要綱第2の2の成果目標の基準を満たしていること。 (3) 生産局長等が別に定める要件等を満たしていること。 (4) 整備事業を実施する場合（生産局長が別に定める場合を除く。）にあっては、当該施設等の整備によるすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること。 ただし、総事業費が5千万円以上のものに限る。 (5) 共同利用施設を設置する場合にあっては、原則として、総事業費が5千万円以上であること。	交付金の交付率は、定額（事業費の1／2以内（ただし、生産局長等が別に定める場合にあっては、生産局長等が別に定める率又は額以内））とする。

ウ 家畜飼養管理施設 エ 自給飼料関連施設 オ 家畜改良増殖関連施設 カ 離農跡地・後継者不在経営施設 キ 家畜排せつ物利用施設 (5) 放射性物質の影響緩和対策施設整備 ア 自給飼料生産・調製再編施設整備 (ア) 粗飼料等生産供給施設 (イ) 粗飼料等流通拠点施設 イ 農業系副産物循環利用体制再生・確立施設整備 (ア) 家畜排せつ物等処理施設 (イ) 剪定枝等処理設備 (ウ) 放射性物質検査設備 (6) 鳥獣被害防止施設	
3 メニューの欄の1の(4)のオの事業実施主体については、事業実施主体の欄の1の(1)から(3)までに掲げる者(ただし、(3)については、農業協同組合中央会、農業協同組合連合会及び農業協同組合に限る。)及び生産局長等が別に定める協議会とする。	生産局長等が別に定める協議会等とする。
	次に掲げるすべての要件を満たすこと。 (1) 受益戸数が3戸以上であること。 (2) 生産局長等が別に定めるところにより施設の耐用年数が一定年数を超えること。 (3) 当該施設の整備によるすべての費用を償うことが見込まれること。